

財務省令第九号

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十四条第七号及び関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第九条第一項の規定に基づき、並びに関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百三十五号）の施行に伴い、関税定率法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

財務大臣 麻生 太郎

関税定率法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令

（関税定率法施行規則の一部改正）

第一条 関税定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第二条関係）	別表（第二条関係）

配合飼料	配合割合
<p>一 脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイの含有量の合計が全重量の三〇%以上のもの</p>	<p>「略」 飼料添加物を定める件（昭和五十一年農林省告示第七百五十号）により定められた飼料添加物（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第一の一の（一）の表に掲げる飼料添加物を除く。）であつて、食品衛生法（昭和二十</p>
配合飼料	配合割合
「同上」	<p>「同上」 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第一の一の（一）の表に掲げる飼料添加物を含むこと。</p>

<p>二年法律第二百三十三号（第十条により使用が禁じられている添加物を含むこと。</p>	<p>「略」</p>
	<p>「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

第二条 関税定率法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
<p>（入国者が輸入する携帯品等の免税） 第二条の四 「略」</p>		<p>（入国者が輸入する携帯品等の免税） 第二条の四 「同上」</p>	
<p>2 「略」 本邦に入国す 物品 数量</p>	<p>2 「同上」 「同上」 「同上」</p>	<p>2 「同上」</p>	<p>「同上」 「同上」</p>

る者	一 船舶の乗組員（航海日数が一月未満のものに限り、退職により下船する者を除く。）	法の別表第二四類	七五グラム（法の別表第二四〇二・一〇号に掲げる物品のみ） の場合にあつては五本、同表第二四〇二・二〇号に掲げる物品のみの場合にあつては六〇本、同表第二四〇三・九九号の二に掲げる物品のうち加熱式たばこのみの場合にあつては同表第二四〇二・二
----	--	----------	---

「同上」		「同上」	七五グラム（法の別表第二四〇二・一〇号に掲げる物品のみ） の場合にあつては五本、同表第二四〇二・二〇号に掲げる物品のみの場合にあつては六〇本。次号から第四号までにおいて同じ。）及びその他税関長が適当と認める数量
------	--	------	--

二 船舶の乗 組員（航海 日数が一月 以上三月末 満のものに 限り、退職 により下船 する者を除	「略」	「略」	「略」	○号に掲げる物品の 六〇本に相当する数 量として税関長が適 当と認める数量。次 号から第四号までに おいて同じ。
	「略」	「略」	「略」	

「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
	「同上」	「同上」	「同上」	

三 船舶の乗組員（航海日数が三月以上のものに限り、退職により下船する者を除く。）	「略」	「略」	四 航空機の乗組員（退職により降機する者を除く。）	「略」	「略」
	「略」	「略」		「略」	「略」

「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
			七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量		七五グラム及びその他税関長が適当と認める数量

五 前各号に	「略」	「略」
掲げる者以外 の者	法の別表 第二四類 に掲げる 物品	二五〇グラム（法の 別表第二四〇二・一 〇号に掲げる物品の みの場合にあつては 五〇本、同表第二四 〇二・二〇号に掲げ る物品のみの場合に あつては二〇〇本、 同表第二四〇三・九 九号の二に掲げる物 品のうち加熱式たば このみの場合にあつ ては同表第二四〇二
		「同上」
	「同上」	「同上」
	上欄に掲げる者が居 住者（本邦内に住所 又は居所を有する自 然人をいう。）であ る場合にあつては二 五〇グラム（法の別 表第二四〇二・一〇 号に掲げる物品のみ の場合にあつては五 〇本、同表第二四〇 二・二〇号に掲げる 物品のみの場合にあ つては二〇〇本）及	「同上」

・二〇号に掲げる物  
品の二〇〇本に相当  
する数量として税関  
長が適当と認める数  
量)

びその他税関長が適  
当と認める数量、同  
欄に掲げる者が非居  
住者（居住者以外の  
自然人をいう。）で  
ある場合にあつては  
五〇〇グラム（法の  
別表第二四〇二・一  
〇号に掲げる物品の  
みの場合にあつては  
一〇〇本、同表第二  
四〇二・二〇号に掲  
げる物品のみの場合  
にあつては四〇〇本



「略」		
「略」		

備考 「略」

「3」5 略」

(入国者が輸入する引越荷物)

第二条の五 前条第一項の規定は令第十三条の七(無条件免税をしない引越荷物)において準用する令第十三条の六の表の第二号の上欄に規定する財務省令で定める物品について、前条第二項の規定は同号の下欄に規定する財務省令で定める数量について、同条第三項の規定は同表の第三号の上欄に規定する財務省令で定める物品について、同条第四項の規定は同号の下欄に規定する財務省令で

「同上」		)及びその他税関長が 適当と認める数量
「同上」		

備考 「同上」

「3」5 同上」

(入国者が輸入する引越荷物)

第二条の五 前条第一項の規定は令第十三条の七(無条件免税をしない引越荷物)において準用する令第十三条の六の表の第二号の上欄に規定する財務省令で定める物品について、前条第二項の規定は同号の下欄に規定する財務省令で定める数量について、同条第三項の規定は同表の第三号の上欄に規定する財務省令で定める物品について、同条第四項の規定は同号の下欄に規定する財務省令で

定めるところにより計算した輸入する物品の額の総額について、同条第五項の規定は同号の下欄に規定する財務省令で定める額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項第一号中「物品」とあるのは「物品並びに家具、調度品その他の本邦に入国する者又はその家族が既に使用したものでその住所を移転する事由、外国及び本邦における居住期間、職業、家族の数その他の事情を勘案して税関長が適当と認める物品」と読み替えるものとする。

定めるところにより計算した輸入する物品の額の総額について、同条第五項の規定は同号の下欄に規定する財務省令で定める額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項の表の第五号の下欄中「上欄に掲げる者が居住者（本邦内に住所又は居所を有する自然人をいう。）である場合にあつては二五〇グラム（法の別表第二四〇二・一〇号に掲げる物品のみの場合にあつては五〇本、同表第二四〇二・二〇号に掲げる物品のみの場合にあつては二〇〇本）及びその他税関長が適当と認める数量、同欄に掲げる者が非居住者（居住者以外の自然人をいう。）である場合にあつては五〇〇グラム」とあるのは「五〇〇グラム」と、同条第三項第一号中「物品」とあるのは「

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	
	<p>物品並びに家具、調度品その他の本邦に入国する者又はその家族が既に使用したものでその住所を移転する事由、外国及び本邦における居住期間、職業、家族の数その他の事情を勘案して税関長が適当と認める物品」と読み替えるものとする。</p>

(関税暫定措置法施行規則の一部改正)

第三条 関税暫定措置法施行規則(昭和四十四年大蔵省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄の条番号に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(所得額に関する統計等) <u>第七条の四</u> 令第二十五条第一項第一号に規定する財務省令で定める統計は、国際復興開発銀行がそ</p>	<p>「条を加える。」</p>

---

の年の翌々年に公表する国ごとのその年の一人当たりの所得の額に関する統計（以下この項において「所得統計」という。）において所得分類がされている国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下この条において同じ。）については当該所得統計とし、当該所得統計において所得分類がされていない国についてはその国の政府機関又は他の適当な国際機関が公表するその年の一人当たりの所得の額に関する統計とする。

2 令第二十五条第一項第一号ロに規定する財務省令で定めるところにより算出する輸出額の割合は、世界貿易機関がその年の翌年に公表するその年の輸出額に関する統計に基づき算出した世界の輸

---

出額の総額のうちを占める国ごとの輸出額の割合とする。ただし、当該統計において国ごとの輸出額が公表されていない国の輸出額にあつては、その国の政府機関又は他の適当な国際機関が公表するその年の輸出額に関する統計によるものとする。

(物品の区分)

第七条の五 令第二十五条第四項の表の一の項及び二の項に規定する財務省令で定める物品の区分は、関税率法別表第一類から第二十四類までに該当する物品にあつては財務大臣が告示する輸入統計品目表の各統計番号に掲げる物品の区分とし、同法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品にあつ

「条を加える。」

ては同表の各項に掲げる物品の区分（法第七条の  
三第一項に規定する協定税率が無税とされている  
ものを除く。）とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年十月一日から施行する。

##### （関稅定率法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日から平成三十三年九月三十日までの間における同項ただし書の規定による改正後の関稅定率法施行規則第二条の四第二項の表の第五号の規定の適用については、同号中「二五〇グラム」とあるのは「五〇〇グラム」と、「五〇本」とあるのは「一〇〇本」と、「二〇〇本」とあるのは「四〇〇本」とする。